

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 13 日

各都道府県介護人材確保対策等担当課 御中

厚生労働省老健局振興課

「介護ロボット導入支援事業」の実施について

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効です。これらの介護ロボットは市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格が高額であることなどを踏まえ、その普及促進策として、地域医療介護総合確保基金を活用して本事業を実施可能としているところですが、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取り組みの参考となるよう以下のような先駆的な取り組みについて支援を行うこととしています。

本事業の活用に向けて、予め管下の介護施設等に対して本事業の主旨内容を周知いただくとともに、介護施設等における介護ロボットの導入意向を踏まえた内容としていただくよう、ご配慮をお願いします。

1 機器の対象範囲

次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットであること。

i 目的要件

- ・ 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

2 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画

i 計画の作成

介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成する。当該計画については、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。

ii 導入効果の報告

導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。

例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

3 補助額等

i 補助額

1 機器につき補助額は10万円とする。ただし20万円未満のものは価格に二分の一を乗じて得た額を上限とする。

ii 一回当たりの限度台数

- ・ 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
- ・ 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

iii 介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。